

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（個）第 1 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成28年5月18日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が不審者とされた平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇で発生した事案情報 管理番号〇〇（以下「本件不審者情報」という。）の関係書類一切」の開示を請求した。

これに対して、実施機関は、条例第10条第1項第2号に掲げる「保有個人情報を特定するために必要な事項」の記載に不備があるとして、平成28年5月30日付けで同条第4項により開示請求書の補正を求めたところ、審査請求人は、同年6月1日、本件不審者情報に係る次の「4件の事務についての関係書類一切」とし、所属について「関係事務に係る全ての部署の文書」とする開示請求の補正（以下「本件請求」といい、このうち（1）の事務に係る請求を「本件請求1」という。）を行った。

- （1）要望や苦情の申出に係る事務
- （2）警察安全相談事務
- （3）広島県警メールマガジン（犯罪発生マップ登録含む。）などによる犯罪情報発信事務
- （4）広島県情報公開・個人情報保護審査会にかかわる事務

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、開示請求に係る保有個人情報が複数の所属にわたり、かつ、多量であるため、条例第12条第2項の規定に基づき、平成28年6月2日付けで開示決定等の期間の延長を行い、総務部総務課（以下「総務課」という。）が保有する別紙記載の文書（以下総称して「本件対象情報」という。）を本件請求1に係る保有個人情報として特定の上、本件対象情報には条例第14条第3号及び第7号の不開示情報が含まれるとして自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同年7月1日付けで審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、本件請求1に係る保有個人情報として、本件処分のほかに2件の自己情報開示決定及び4件の自己情報部分開示決定を行い、また、本件請求1を除く上記1（2）から（4）までの事務に係る保有個人情報として、6件の自己情報部分開示決定を行い、それぞれ同日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年7月12日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問

実施機関」という。) に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分は不適切であるから、再度の開示決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

請求と無関係な書類が開示決定されていた。

これは本件処分が不適切であり、必要書類が開示されていない可能性もある。

不要な書類まで開示することは許されない。

### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件対象情報について

##### (1) 特定した行政文書

本件請求の対象となる行政文書は、本件不審者情報に係る上記第2の1(1)から(4)までの事務についてのものであり、そのうち、本件請求1に係る保有個人情報として特定した本件対象情報は、同(1)の事務に関して総務課が保有する別紙記載の文書である。

##### (2) 本件対象情報の内容及び本件対象情報と本件不審者情報との関係について

ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書(番号1, 2〔別紙の「番号」欄に記載の番号を指す。以下同じ。〕)

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の申し出た別件の法定苦情(下記カの法定苦情)の調査に関して対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付広公委第374号『苦情の処理結果について(通知)』の内容『話題が自己情報利用停止請求から苦情に変わったため』は平成〇〇年〇〇月〇〇日付広総務第846号『公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について(報告)』の内容にも申出人の『苦情申出書』の内容にもない捏造された事実である。申出人はあくまでも自己情報利用停止請求をする意思を変えておらず、受理できないと判断したのは〇〇課長補佐である。本通知については調査から新たにやり直し、適切な『苦情の処理結果について(通知)』を申出人に対し通知せよ。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

イ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書(番号3, 4)

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の申し出た別件の法定苦情(下記オの法定苦情)の調査に関して対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付広総務第846号『公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について(報告)』の調査はずさんであり、判断も間違っている。調査結果に『補正を求める話はできないと判断し、対応

を終了した』とあるのは、そもそも補正は必要なかったのであるから不適切であるし、申出人が騒いだのでというのであれば、自身もそれに対し机を叩き返したことを考えれば、自身にも責任がありこれもまた不適切である。彼が補正を必要と考えたとしてもいったんは受理すべきであり、彼の処置は問題である。また、利用停止請求を受理しないという前に私が公安委員会に言うからなと言った、つまり苦情申し立ては利用停止請求を受理しないことについてではないと主張しているようであるが、苦情の趣旨を間違えるはずがない。本件の再調査とこれに関係した警察職員の処分を求めるといふ趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

ウ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号5，6，7）

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の本件不審者情報に係る保有個人情報の自己情報開示請求手続に対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付広公委第57号、広公委第58号、広公委第59号及び広公委第60号自己情報開示決定期間延長通知書について、『開示判断に相当の日数を要し』と理由が記載されているが、『複数の部局に関連して多岐にわたり大量であるため』（広公委第210号）が適切な理由である。単に判断に時間がかかるというのは理由として不適切である。本件の場合は、延長決定は適切であったとしても、理由が不正確であり、説明不足である。よって通知案を作成した警察職員はでたらめな自己情報開示決定期間延長通知書を作成している。今後このような通知を行う際に、不必要な疑念を持たれぬように、正確で明瞭な理由を通知するよう是正を求める。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

エ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号8，9，10）

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の本件不審者情報に係る保有個人情報の自己情報開示請求手続に対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付広公委第98号自己情報開示決定期間延長通知書について、『開示判断に相当の日数を要し』と理由が記載されているが、『複数の部局に関連して多岐にわたり大量であるため』（広公委第219号）が適切な理由である。単に判断に時間がかかるというのは理由として不適切である。本件の場合は、延長決定は適切であったとしても、理由が不正確であり、説明不足である。よって、通知案を作成した警察職員はでたらめな自己情報開示決定期間延長通知書を作成している。今後このような通知を行う際に、不必要な疑念を持たれぬように、正確で明瞭な理由を通知するよう是正を求める。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

オ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号11，12）

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の本件不審者情報に係る保有個人情報の自己情報利用停止請求に対応した警察職員の職務執

行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日午前11時ころ、自己情報利用停止請求書を提出したが、〇〇氏は受け取れない、請求はできないと言った。説明を求めると、条例を勉強しろ、何も知らずに請求するのかなど、かなり強い調子で厳しいことを数々言った。執拗な要求により説明を始め、請求書が違法な情報取得になっているので請求できるとわかったが、なぜ違法か、その法律を言えなどと言われたので、私はあんたが調べろ、違法だから違法だと机を強くたたいた。すると〇〇氏は立ち上がり私よりも強く机をたたき、こんなやつを相手にする必要はないと立ち去った。公安委員会に苦情申し立てすると言ったら、やればいいと言った。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

カ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号13, 14）

当該行政文書は、審査請求人が、本件不審者情報に関する審査請求人の相談簿を作成した警察職員の職務執行について、「〇〇警部に対し、犯罪発生マップやメールの件は誤りであるので消去せよ、通報者・関係者の情報を提供せよと要求したもので、相談ではない。それにも関わらず、相談簿を作成することは目的外のものであり、不法なものだ。」、「自己情報利用停止請求書に対する補正通知（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広総務第755号）の内容のうち、警察安全相談取扱要綱の制度について（通達）には本人の同意がなく相談簿が作成できる規定はないのに『警察が相談簿を作成するのに本人（相談者）の同意は必要ないこと』を理由とし、虚偽の説明をして補正を求めたため、申出人の補正を混乱させ妨害した。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

キ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号15, 16）

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の申し出た別件の法定苦情（上記イの法定苦情）の調査に関して対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日施行『公安委員会に申し出のあった苦情に対する調査結果について』の起案者は苦情を申し立てられた〇〇課長補佐であり、自身の苦情の報告を自身がするというのは不適切なものである。申出者の苦情申出を苦情を申し立てられた本人に調査報告させるなどという破廉恥極まりない、不公正な報告により台無しにされた。本件の再調査とこれに関係した警察職員の処分を求める。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

ク 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号17, 18, 19）

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の申し出た別件の法定苦情（上記アの法定苦情）の調査に関して対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広総務第702号『広島県公安委員会に対し申し出られた苦情に対する調査結果について（報告）』での調査は事実と反しており、でたらめである。県警本部長に対する苦情であるのに〇〇

警部に対するものになっている。苦情の趣旨を取り違えている。調査結果に基づかない通知案を公安委員会へ提出した苦情であるのに、調査結果と通知案との関連に触れず、無関係な手続きに不備がないので問題がないとしている。指摘の事実を全く無視している。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

ケ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号20, 21）

当該行政文書は、審査請求人が、本件不審者情報に関する自己情報開示請求に係る審査請求事案に対応した警察職員の職務執行について、「広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問25（個）第6号）に対して、明白な虚偽の意見陳述『部門を越えて情報を共有して照合することは困難な状況にあった。』を行ったこと。これについて審査会は、担当部署である警務課は開示請求の時点で生活安全課から事案受理票などを入手して検討していると推測している。他部署から文書を取り寄せていながら、このような陳述を行うことは、錯誤や解釈の違いなどというのではなく、明らかな虚偽であり、これは審査会を侮辱し、公安委員会・県警本部の信頼を裏切り、もちろん警察官の資質に欠ける行為である。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

コ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号22, 23）

当該行政文書は、審査請求人が、本件不審者情報に関する自己情報不開示決定及び自己情報不利用停止決定処分に係る審査請求事案に対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広島県情報公開・個人情報保護審査会の答申に対し、速やかに広島県公安委員会に提出すべきであるのに、広島県警察本部総務課は答申を受け取りながら、広島県警として説明を加える必要があるとして、その作成を理由に平成〇〇年〇〇月〇〇日まで公安委員会に提出しなかった。これは身勝手な判断で、まず報告を優先すべきであり、県警の説明が必要か否かも含めて委員に決定を委ねるべきであり、単に報告を遅らせる不適切なものである。これは審査会を侮辱し、公安委員会の信頼を裏切る行為である。決定を取り消せという答申であり、この答申の遅れは結果として裁決の遅れにつながる。無意味な理由づけをして、遅延行為をおこなった広島県警察本部総務課の是正と関係者の処分を求める。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

サ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号24, 25, 26）

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の申し出た別件の法定苦情（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情）の調査に関して対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広公委第430号の『苦情の処理結果について』は、内容が誤りで不適切である。『苦情として受理しないと明言したことは認められませんでした。』と書かれているが、

本件は広島地裁平成〇〇年（ワ）第〇〇号で争われ、広島県は事実関係について認めている。申立人の苦情申し出を事実誤認で台無しにされた。再度の調査、苦情処理と本通知に係った職員の処分を求める。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

なお、当該別件の法定苦情については、本件不審者情報に関する苦情の申出に対応した警察職員に対するものである。

シ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号27, 28, 29）

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の申し出た別件の法定苦情（上記イの法定苦情）の調査に関して対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広公委第431号の『苦情の処理結果について』は、内容が誤りで不適切である。『報告の起案者は苦情の申し立ての関係者』と書かれているが、誤りであり、起案者は苦情申し立ての当事者である。申立人の苦情申し出を事実誤認で台無しにされた。再度の調査、苦情処理と本通知に係った職員の処分を求める。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

## 2 行政文書の特定及びその理由

本件対象情報は、上記1のとおり、審査請求人が諮問実施機関に法定苦情の申出をしたことについて審査請求人に関する個人情報が記載された行政文書である。

そして、審査請求人の当該法定苦情の申出は、いずれも本件不審者情報に関連する審査請求人の警察への請求や申出等に対応した警察職員の職務執行に対するものであり、全て本件不審者情報に関係していることから、本件対象情報として特定したものである。

## 3 不開示とした部分及びその理由

本件対象情報について、不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

### (1) 別紙記載の全文書共通

ア 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名、印影及び警察職員の年齢

開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しないため。

イ 警察電話番号

警察事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

### (2) 別紙記載の番号2, 4, 12, 14, 16の文書のうち不開示とした部分

開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しないため。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象情報等について

本件対象情報は、本件不審者情報の関係書類で、警察法（昭和29年法律第162号）第79条第1項の規定により、警察職員の職務の執行について諮問実施機関に対して申出のあった苦情申出書による苦情（以下「法定苦情」という。）の処理に関して、実施機関の総務課において作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分は不適切であるとして再度の開示決定を求めているが、その理由は上記第3の2のとおりであり、当審査会においてその具体的な内容を確認するため、平成29年9月29日付け28広情個審第6号、同第7号、同第8号、同第9号、同第10号及び同第11号により審査請求人に対して意見書の提出を求めたところ、定めた期限までに当該意見書は提出されなかった。このため、審査請求書に記載された文言を文理上解釈すれば、審査請求人は実施機関が行った本件対象情報の特定に誤りがあると主張しているものと捉えるのが相当と認められる。

よって、以下、本件対象情報として総務課が保有する審査請求人に係る別紙記載の文書を特定したことの妥当性について検討する。

なお、実施機関は、本件対象情報について、上記第4の3のとおり、その一部が条例第14条第3号及び第7号の不開示情報に該当するとして本件処分を行っているが、審査請求の理由によれば、審査請求人はこれらの不開示情報の開示を求めていると認められるため、当該情報が不開示情報に該当するか否かについては検討しないものとする。

## 2 本件対象情報の特定の妥当性について

審査請求人から実施機関又は諮問実施機関に対して行われた本件不審者情報に係る要望又は苦情の申出について、当審査会において諮問実施機関にその状況を確認したところ、28件の法定苦情（以下「本件法定苦情」という。）の申出が該当するということであり、また、法定苦情に係る事務手続を確認したところ、苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）、広島県公安委員会の苦情の処理に関する規程（平成13年公安委員会規程第4号）及び「広島県公安委員会に対して申し出られる苦情の適正な処理について（通達）」により、おおむね次のとおり執行されているということであった。

- (1) 警察本部及び県内の警察署で受け付けた苦情申出書は総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）に送付され、同室において諮問実施機関への受理報告を行う。  
また、諮問実施機関から実施機関に対し、事実関係の調査・報告等を求める指示文書を発出する。
- (2) 警務部監察官室（以下「監察官室」という。）は、当該指示文書を受理し、実施機関への受理報告を行うとともに、原則として、法定苦情の対象職員が在籍する所属に対し、事実関係の調査・報告を指示する警察本部長通達を発出する。
- (3) 当該通達を受けた所属は、法定苦情の対象職員、当該事案に関係した職員等から聞き取りを行うほか、勤務日誌、事案受理票等の関係書類を精査するなどにより事実調査を実施し、調査結果について所属長名の報告書を作成した上で、実施機関に提出する。
- (4) 監察官室は、所属名の報告書を受理し、調査内容について不足等があれば、

当該所属に対して追加で調査・報告を指示するほか、法定苦情の原因となった業務を主管する本部主管課に対して関係法令・規定等の解釈、対象職員の判断・行為の適否等について質疑するなどして、実施機関名の報告書を作成し、実施機関の決裁を受けた後、諮問実施機関へ報告する。

- (5) 公安委員会補佐室は、実施機関名の報告書を受理し、諮問実施機関への受理報告及び報告書の要旨の説明を行った上で、苦情の申出者に対して処理結果の通知を郵送する。

当審査会において本件対象情報を見分したところ、審査請求人から申出のあった本件法定苦情については、いずれも上記(1)から(5)までの分掌する事務手続に沿って、実施機関において文書が作成又は取得されていることを確認した。

また、上記(3)について、本件対象情報以外に事実調査の実施に関して作成又は取得した保有個人情報がないか諮問実施機関に確認したところ、所属長名の報告書の信ぴょう性を担保するために必要な文書又は報告書に添付すべき文書であれば、組織管理文書として報告書とともに保存されることとなるが、本件法定苦情においては、これらに該当する行政文書を作成又は取得していないため保有していないということであった。

さらに、上記(4)について、調査内容に不足等があった場合の追加の調査・報告の指示及び対象職員の判断・行為の適否等の質疑に関して作成又は取得した保有個人情報がないか諮問実施機関に確認したところ、実施機関(監察官室)から追加で調査・報告を文書で指示した事実はなく、仮に、報告書を受理した後に判明した新たな事項等があれば、聞取票等を作成し、実施機関名の報告書にその内容が盛り込まれることとなり、また、聞取票等も必要に応じて組織管理文書として当該報告書とともに保存されることとなるが、本件法定苦情においては、これに該当する行政文書を作成又は取得していないため保有していないということであった。

以上を踏まえると、本件対象情報以外に本件請求1に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情は見当たらず、また、実施機関はこれを保有していないとする諮問実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求1に係る保有個人情報として本件対象情報を特定し本件処分を行ったことは、妥当である。

### 3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

番号	保有個人情報の内容
1	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第954号）
2	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果の報告について（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
3	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第953号）
4	公安委員会に申し出のあった苦情に対する調査結果について（報告）（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
5	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1152号）
6	広島県公安委員会に申し出られた苦情について（報告，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
7	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果の報告について（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
8	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1153号）
9	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果の報告について（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
10	広島県公安委員会に申し出られた苦情について（報告，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
11	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1161号）
12	公安委員会に申し出のあった苦情に対する調査結果について（報告）（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
13	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1246号）
14	公安委員会に申し出のあった苦情に対する調査結果について（報告）（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
15	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1512号）
16	公安委員会に申し出られた苦情の調査結果について（報告）（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
17	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1514号）
18	広島県公安委員会に申し出られた苦情について（報告，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
19	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果の報告について（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
20	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1701号）

21	公安委員会に申し出のあった苦情に対する調査結果について（報告）（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
22	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1702号）
23	公安委員会に申し出のあった苦情に対する調査結果について（報告）（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
24	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1826号）
25	広島県公安委員会に申し出られた苦情について（報告，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
26	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果の報告について（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
27	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1827号）
28	広島県公安委員会に申し出られた苦情について（報告，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
29	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果の報告について（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 10. 20	・ 諮問を受けた。
29. 8. 25 (平成29年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 9. 29 (平成29年度第6回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 27 (平成29年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 12. 1 (平成29年度第8回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授